

2025年4月23日

各位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 7番 13号 会 社 名 株式会社アエリア 代表者の役職名 代表取締役社長 小 林 祐 介

(コード番号: 3758)

問 合 せ 先 管理本部長 上野哲郎

 $\texttt{TEL}: \texttt{0570-000715} \quad \texttt{Mail}: \underline{\texttt{ir@aeria.jp}}$

(URL https://www.aeria.jp/)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分価額等に関するお知らせ

当社は、2025年4月16日(以下「処分決議日」といいます。) 開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。) に関し、本日、処分価額等を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細は、2025年4月16日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」(以下、「処分決議日リリース」といいます。) をご参照ください。

1. 決定された処分価額等の概要

(1) 処分価額	1 株につき 247 円
(2) 処分価額総額	28, 158, 000 円

2. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の取締役(社外取締役を含みます。以下、「対象取締役」といいます。)と当社の一部従業員(以下、対象取締役と合わせて「対象取締役等」といいます。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、処分決議日リリース「1. 処分の概要 ※本自己株式の発行価額の決定方法(処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨)」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、処分決議日の前取引日の東証終値である225円と条件決定日の前取引日の東証終値である247円を比較し、高い方の金額である247円に決定いたしました。かかる本自己株式の処分価額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法により決定されたものであり、また、市場株価と同額であるため、割当てを受ける対象取締役等にとって、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上